

治 療 証 明 書

生徒が規定の感染症にかかった場合、本人の休養と他者への感染・流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。「学校感染症」（下表）に該当するものと医師に診断された場合、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を除き、本証明書にて医師の許可を受けてからの登校となります。

なお、病状により治療が長引く場合の出席停止期間は、下表の限りではありません。

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）中東呼吸器症候群（MERS）特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他感染症	溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など ※第三種の感染症として扱う場合もある	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる

学校保健安全法施行規則第18、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省第22号令和5年5月8日施行）

東京都立文京高等学校

主治医殿

____年 ____組 ____番氏名____（生年月日： ____平成 ____年 ____月 ____日）	※保護者記入
---	--------

恐れ入りますが、上記生徒について治療した（登校可）と認められましたら、以下に証明をお願い致します。

病 名 ： _____

出席停止期間 ： ____令和 ____年 ____月 ____日 ～ ____令和 ____年 ____月 ____日

上記の疾患で治療中でしたが、治療（登校を許可）したことを証明致します。

____令和 ____年 ____月 ____日

____医療機関名及び主治医名____